

令和4年度 倉敷市立琴浦西小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

本校では、落ち着いた雰囲気や学習や生活ができるようになってきている。しかし、学校として認知している以上にいじめが起きている可能性もあり、より多角的に児童の様子を観察するため、全教職員での情報共有を密にするなど、いじめの早期発見や解決の徹底に努める必要がある。また、友達関係でトラブルになった時に、自分で解決することが苦手な児童や、SNS等のインターネットモラルが守れない児童もいる。このことから、よりよい人間関係を築くことができるような支援、ネット上のいじめを防ぐための子どもに対する情報教育の充実や、保護者に対する啓発や研修も必要であると考える。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。「いじめ防止対策委員会」の役割は、具体的には、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割、いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割などが考えられる。また、新型コロナウイルスの流行に伴う、児童の差別的な言動に十分注意を配り、全児童が落ち着いて学校生活を送れるように配慮していく。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・ 学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得るとともに、PTA研修会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善に生かす。
- ・ 学校評議員や安全パトロール隊の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

学 校

いじめ問題対策委員会

〈いじめ問題対策委員会の役割〉

- ・ 基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応

〈いじめ問題対策委員会の開催時期〉

- ・ 年3回開催(学期ごと)

〈いじめ問題対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・ 職員会議で全教職員に周知

〈いじめ問題対策委員会の構成メンバー〉

- ・ 校外 スクールカウンセラー、PTA会長 等
- ・ 校内 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・ 市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ 保護者支援のためのアドバイス

〈学校側の窓口〉

- ・ 教頭

〈連携機関名〉

- ・ 児島警察署

〈連携の内容〉

- ・ 定期的な情報交換

〈学校側の窓口〉

- ・ 生徒指導主事

学校が実施する取組

① いじめの防止

- ・ 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

- ・ 些細な兆候であっても見逃すことなく、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的な取組を盛り込む。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

③ いじめへの対応

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、全職員で速やかに対応する。
- ・ いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及び保護者に対して支援を行う。
- ・ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

倉敷市立琴浦西小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針, 指導計画の確認 ○生徒指導部会	○新型コロナウイルスに伴う, 差別的な意識についての指導	○終礼(児童の情報交換)	○発生事案への対処(随時)
5月	○生徒指導部会 ○職員会議		○終礼(児童の情報交換)	
6月	○学校評議委員会 ・いじめ問題に関する意見交換 ○教育講演会(PTA) ○生徒指導部会 ○職員会議	○たてわり班顔合わせ会 ○なかよし週間 ○なかよし集会 ○たてわり班遊び	○教育相談 ○終礼(児童の情報交換)	○アンケート結果の検討 ・教育相談を踏まえて必要に応じて対応
7月	○いじめ問題対策委員会 ○生徒指導部会 ○職員会議	○非行防止教室(5・6年)	○個人懇談 ○終礼(児童の情報交換)	
8月	○職員研修 ・ネット, SNSの危険性 ○生徒指導部会 ○職員会議		○終礼(児童の情報交換)	
9月	○いじめ問題対策委員会 ○生徒指導部会 ○職員会議	○参観授業・懇談会 ・人権について ○たてわり班遊び	○終礼(児童の情報交換)	
10月	○生徒指導部会 ○職員会議	○たてわり班遊び	○終礼(児童の情報交換)	
11月	○学校評議委員会 ・いじめ問題に関する意見交換 ○生徒指導部会 ○職員会議	○たてわり班遊び	○教育相談 ○終礼(児童の情報交換)	○アンケート結果の検討 ・教育相談を踏まえて必要に応じて対応
12月	○学校評議委員会 ○生徒指導部会 ○職員会議	○なかよし週間 ○なかよしオリエンテーリング	○終礼(児童の情報交換)	
1月	○生徒指導部会 ○職員会議	○たてわり班遊び	○個人懇談 ○終礼(児童の情報交換)	
2月	○生徒指導部会 ○職員会議	○たてわり班遊び	○終礼(児童の情報交換)	
3月	○学校評議委員会 ・1年間の取り組みの反省 ○いじめ問題対策委員会 ○生徒指導部会 ○職員会議		○終礼(児童の情報交換)	

＜年間を通して行う取組＞

○職員会議, 終礼

- ・気になる児童の共通理解
- ・対応手順の共通理解

○生徒指導部会

- ・生徒指導上, 気になる児童の共通理解
- ・対応手順の共通理解

○いじめ問題対策委員会

- ・いじめについての共通理解
- ・対応手順の共通理解